



全国厚生労働関係部局長会議  
～労働分科会～

平成25年2月19日

厚生労働省

職業安定局

# 全国厚生労働関係部局長会議 ～労働分科会・説明事項～

- 現下の雇用失業情勢について  
..... 1
- 主要な雇用対策について  
..... 7
- 雇用政策実施方針（地方方針）について  
..... 27

# **1. 現下の雇用失業情勢について**



**全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)**

## 《現下の雇用失業情勢について》

- 現在の雇用情勢は、持ち直しの動きが弱まっており、依然として厳しい状況。

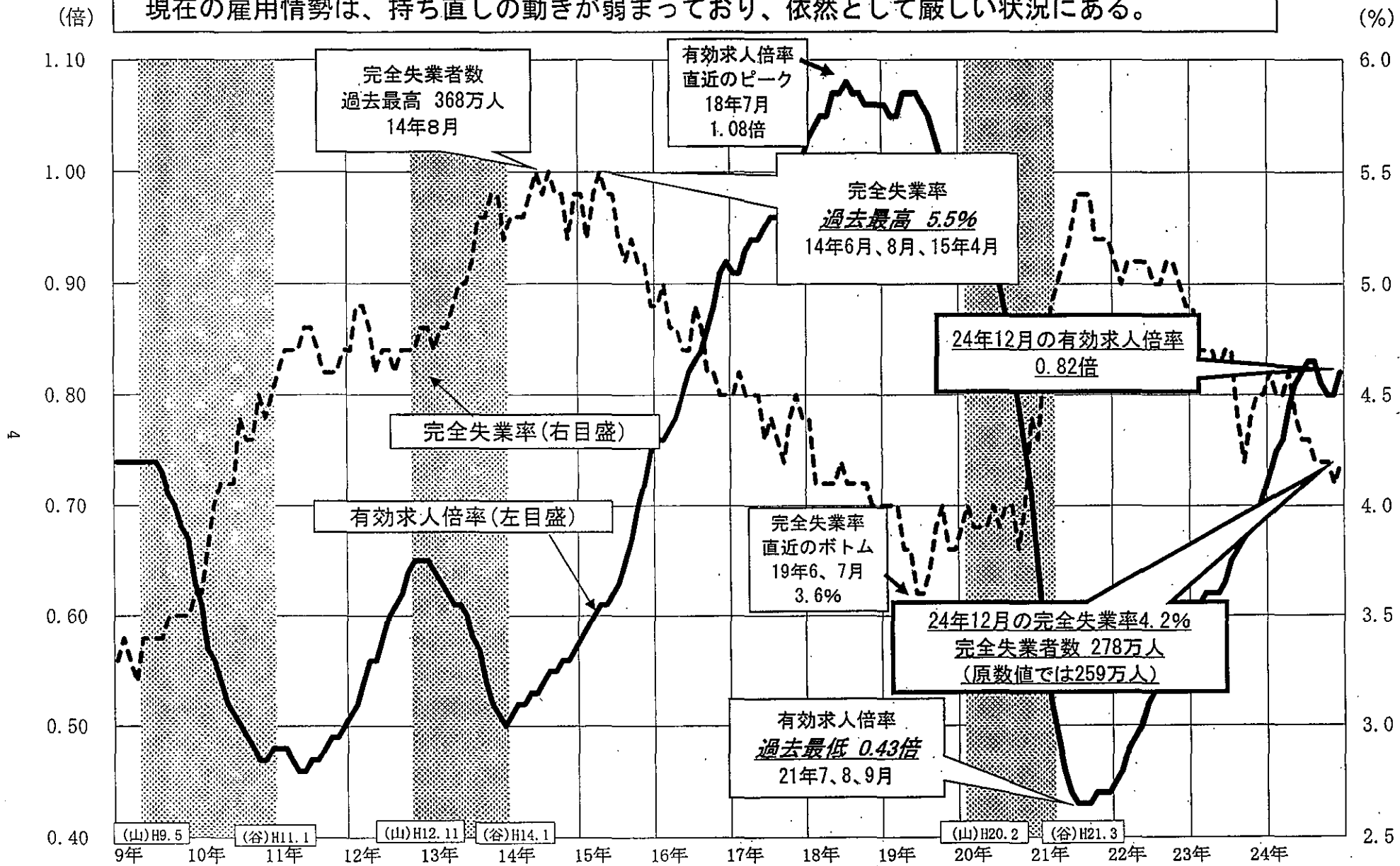
12月の全国の有効求人倍率 0.82倍

完全失業率 4.2%

- 電機関係の製造業を中心に工場の閉鎖や大規模な雇用調整の動きも見られ、各地域における今後の動向に引き続き注意が必要。
- 機動的な雇用対策を推進するためには、各都道府県との情報共有、施策の連携が重要。
- 特に、各地域での工場の閉鎖や大規模な雇用調整に当たっては速やかな情報収集などの対応が必要。都道府県の商工部局と連携し、速やかに情報提供いただくとともに、雇用対策本部への参画など対策での連携をお願いする。

# 完全失業率と有効求人倍率の動向

現在の雇用情勢は、持ち直しの動きが弱まっており、依然として厳しい状況にある。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期。

(注) 平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

都道府県別雇用失業情勢

		完全失業率 (%) 平成24年7~9月	有効求人倍率 (倍) 平成24年12月
全	国	4.3 ( ▲0.2)	0.82 ( 0.02)
北	海道	5.0 ( ▲0.1)	0.64 ( 0.02)
青	森	4.3 ( ▲1.1)	0.60 ( 0.02)
岩	手	3.7 ( ▲1.2)	0.89 ( 0.05)
宮	城	4.2 ( ▲2.0)	1.15 ( 0.03)
秋	田	3.4 ( ▲1.1)	0.72 ( 0.06)
山	形	3.2 ( ▲0.5)	0.93 ( 0.06)
福	島	3.7 ( ▲1.5)	1.18 ( 0.08)
茨	城	3.9 ( ▲0.4)	0.78 ( 0.01)
栃	木	3.9 ( ▲0.5)	0.78 ( ▲0.01)
群	馬	3.2 ( ▲0.7)	0.86 ( ▲0.06)
埼	玉	4.4 ( ▲0.2)	0.57 ( 0.01)
千	葉	4.3 ( ▲0.2)	0.68 ( 0.01)
東	京	4.8 ( ▲0.3)	1.16 ( 0.01)
神	奈	4.8 ( 0.8)	0.59 ( 0.00)
新	潟	3.6 ( ▲0.1)	0.85 ( 0.02)
富	山	3.0 ( ▲0.2)	1.00 ( 0.01)
石	川	3.5 ( ▲0.1)	0.92 ( 0.00)
福	井	2.8 ( ▲0.2)	1.16 ( 0.01)
山	梨	3.4 ( ▲0.4)	0.61 ( ▲0.01)
長	野	3.3 ( 0.1)	0.81 ( 0.01)
岐	阜	3.3 ( ▲0.4)	0.91 ( 0.00)
静	岡	3.2 ( ▲0.3)	0.73 ( 0.00)
愛	知	3.2 ( ▲0.1)	1.09 ( 0.03)
三	重	3.4 ( ▲0.4)	0.85 ( 0.02)
滋	賀	4.5 ( 1.1)	0.67 ( 0.02)
京	都	4.6 ( 0.3)	0.80 ( 0.00)
大	阪	5.6 ( 1.1)	0.82 ( 0.02)
兵	庫	4.4 ( 0.3)	0.67 ( 0.00)
奈	良	4.0 ( ▲0.2)	0.69 ( ▲0.02)
和	歌	3.6 ( ▲0.3)	0.91 ( 0.05)
鳥	取	3.7 ( 0.1)	0.72 ( 0.01)
島	根	2.2 ( ▲0.7)	0.93 ( 0.01)
岡	山	3.7 ( 0.1)	1.08 ( 0.03)
広	島	3.5 ( 0.0)	0.90 ( 0.01)
山	口	3.3 ( ▲0.1)	0.87 ( 0.02)
徳	島	4.6 ( 0.1)	0.88 ( 0.02)
香	川	3.3 ( 0.0)	1.04 ( 0.03)
愛	媛	4.3 ( ▲0.1)	0.86 ( 0.03)
高	知	3.5 ( ▲0.8)	0.62 ( 0.01)
福	岡	5.5 ( ▲0.1)	0.71 ( 0.02)
佐	賀	3.8 ( 0.1)	0.72 ( 0.00)
長	崎	4.6 ( 0.0)	0.65 ( 0.00)
熊	本	4.3 ( ▲0.1)	0.69 ( 0.02)
大	分	3.9 ( 0.4)	0.74 ( ▲0.01)
宮	崎	5.1 ( 0.3)	0.71 ( 0.00)
鹿	児	4.8 ( ▲0.2)	0.66 ( 0.02)
沖	縄	6.1 ( ▲1.0)	0.42 ( 0.01)

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1. 完全失業率は原数値。有効求人倍率は季節調整値。

2. ( ) 内は、完全失業率は原数値の前年同期差、有効求人倍率は前月差。

3. 完全失業率はモデル推計値。

4. 完全失業率の、全国及び岩手県、宮城県及び福島県の対前年同期増減は、補完推計した値との比較である。

都道府県労働局における雇用対策本部の設置状況

局名	設置日	対象企業(関連企業含む)	労働局以外の構成員
北海道局 (※)	平成24年9月10日	長崎屋	北海道胆振総合振興局、北海道立室蘭高等技術専門学院、室蘭市、登別市、室蘭年金事務所、産業雇用安定センター北海道事務所
	平成24年10月24日	ルネサスエレクトロニクス	北海道渡島総合振興局、函館市、北斗市、七飯町、函館年金事務所
秋田局	平成24年2月7日	TDK	単独だが、秋田県、関係市、関係機関と連携
栃木局	平成24年11月1日	シャープ	栃木県、矢板市
群馬局	平成24年2月28日	三洋電機、太陽誘電、ルネサスエレクトロニクス	単独だが、群馬県、関係市町村、関係機関と連携
千葉局	平成23年12月20日	パナソニック、東芝	千葉県、茂原市、産業雇用安定センター千葉事務所、千葉県産業振興センター
	平成24年10月25日	ユー・エム・シー・ジャパン	千葉県、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、館山商工会議所、安房郡市商工会長協議会
新潟局	平成24年2月6日	パナソニック	新潟県、上越市、妙高市、上越商工会連絡協議会、上越商工会議所、新井商工会議所、上越テクノスクール、新潟県雇用環境整備財団、産業雇用安定センター新潟事務所
	平成24年6月29日	オン・セミコンダクター	新潟県、長岡市、小千谷市、長岡地域商工会連合、長岡商工会議所、小千谷商工会議所、三条テクノスクール、新潟職業能力開発促進センター、産業雇用安定センター新潟事務所
福井局	平成24年10月1日	ルネサスエレクトロニクス	福井県、福井市、坂井市、あわら市
山梨局	平成24年10月17日	ルネサスエレクトロニクス	山梨県
長野局	平成24年12月19日	製造業撤退事業所、希望退職募集事業所	長野県、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会連合会、連合長野県連合会、高齢・障害・求職者雇用支援機構長野職業訓練支援センター、産業雇用安定センター長野事務所
岐阜局	平成24年12月6日	ソニー	単独だが、岐阜県、市町村等関係機関と連携
三重局	平成24年11月19日	シャープ、リクシル、エポニックモノシランジャパン等、18事業所	三重県、産業雇用安定センター三重事務所
滋賀局	平成24年10月1日	ルネサスエレクトロニクス	滋賀県、大津市、産業雇用安定センター滋賀事務所
	平成24年12月11日	びわ湖紅葉	滋賀県、大津市、産業雇用安定センター滋賀事務所
大阪局	平成23年12月26日	パナソニック、三洋電機、シャープ	単独だが、大阪府と連携
兵庫局	平成20年12月19日(※)	タワージャズジャパン、ルネサスエレクトロニクス、SUMCO	兵庫県
奈良局	平成24年11月20日	シャープ	奈良県、葛城市、大和郡山市、天理市
広島局	平成24年11月20日	シャープ	広島県、東広島市、福山市、三原市
山口局	平成24年1月23日	シルトロニック・ジャパン、エム・シー・エス	山口県、下関市、光市、下松市、周南市、柳井市、田布施町、平生町
	平成24年7月13日	ルネサスエレクトロニクス	山口県、宇部市、山陽小野田市、柳井市
熊本局	平成24年10月12日	ルネサスエレクトロニクス	熊本県、熊本市、大津町、錦町、熊本職業訓練支援センター、産業雇用安定センター熊本事務所
大分局	平成24年12月20日	日本テキサス・インスツルメンツ	大分県
鹿児島局	平成20年12月18日(※)	パナソニック、アルパック	鹿児島県、日置市、鹿児島市、霧島市、姶良市、鹿児島職業訓練支援センター、産業雇用安定センター鹿児島事務所

※1 北海道では労働局でなく管轄の安定所、監督署に設置している。

※2 兵庫局、鹿児島局は平成20年設置の緊急雇用対策本部が継続しており、大規模雇用調整が発生した際には、その都度会議を開催している。



## **2. 主要な雇用対策について**



## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《平成 25 年度予算案について》

- 職業安定局の平成 25 年度予算案では、『経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策の推進』と題し、
  - ・ できる限り多くの人働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、若者・女性・高齢者・障害者等を対象とする各種施策、
  - ・ 地域の活性化、ひいては我が国全体の経済成長のため、成長分野での雇用創出・人材育成等の雇用対策、
  - ・ 重層的なセーフティネットの構築に向けた、生活困窮者に対する就労支援の抜本強化等を盛り込んでいる。

### 《具体的な平成 25 年度予算案の柱》

- ① 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現
- ② 成長分野などでの雇用創出、人材の育成の推進
- ③ 重層的なセーフティネットの構築
- ④ 非正規雇用労働者の雇用の安定及び人材の育成・処遇の改善
- ⑤ 震災復興のための雇用対策

### ⇒ 今後の厚生労働省職業安定局の雇用対策の方針。

- 現在、政府一丸となって、円高・デフレ脱却など、日本経済の再生に向けた取組みが進められている。  
その中でも、我が国の持続的な経済成長のために、『雇用』の課題解決に向けた取組みが果たす役割は、極めて大きい。
- こうした社会全体の動き・取組みを念頭に置いた上で、厚生労働省職業安定局としては来年度の予算執行・各種施策の実施に、全力で取り組んでいく。
- 特に、若者・女性、非正規、生活困窮者に対する雇用対策など、成長を支え、またその厚みと持続性を高めるような政策課題については、重点的に取り組んでいくことから、各都道府県厚生労働関係部局長の皆様におかれましてもご協力をお願いしたい。

## 《自治体と国との連携(「一体的実施」の取組等)》

- 都道府県をはじめ地方自治体と国のハローワークとが連携して雇用施策を推進することの重要性がますます高まっている。  
今後とも都道府県労働局との連携にご協力いただきますようお願いしたい。
- 特に、地域の雇用対策について、厚生労働省にご要望・ご提案がある際には、御遠慮なく、都道府県労働局にご相談をいただきたい。

### 【「一体的実施」の取組】

- 新たな連携の取組として、23年度より、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」の取組を実施。  
現行の取組については25年度も継続して実施予定。
- 25年度より新たに実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」の常設窓口も、この「一体的実施」の取組として位置づけ、今後、支援対象者の多い基礎自治体の福祉事務所を中心に、自治体の意向を伺いながら生活困窮者の就職支援窓口を設置予定。

## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 〈施策の説明〉

#### ○マザーズハローワーク事業

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地域の保育関連サービス情報の提供など、求職者が事業拠点を利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。(マザーズハローワーク 13 所、マザーズコーナー 160 所)

#### ○福祉人材確保重点支援事業

- ・ 人材不足が深刻化する介護、医療、保育職種を対象として、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導、関係機関と連携した面接会等を実施。(福祉人材コーナー57 所)

#### ○職業訓練

- ・ 求職者に対して、本人の能力・適性等に応じた適切な訓練コースの受講をあっせんするとともに、訓練修了後はきめ細かな就職支援を実施。

#### ○自殺対策

- ・ 自治体が、地域自殺対策緊急強化基金（内閣府所管）による「地域自殺対策緊急強化事業」等を実施する際、保健師・カウンセラー等の専門家の巡回相談を行う場合、ハローワークの相談スペースの提供等の協力を積極的に実施。

### 〈施策に係る好事例〉

#### ○マザーズハローワーク事業

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地域の保育関連サービス情報の提供など、マザーズハローワークならではの付加価値の確保に努めているところ。
- ・ 特に求職者は、自分が住む地域の保育所の情報を求めており、今後とも、子育て女性等の就職支援協議会など協議の場を通じて連携を図りつつ、保育所情報など地域の保育全般に関連した情報の積極的な提供をお願いしたい。

#### ○福祉人材確保重点支援事業

- ・ 介護、医療、保育職種いずれも人材確保が重要な課題となっており、ハローワークが、福祉人材センター、ナースセンターなど地域の関係機関同士と連携することが不可欠。
- ・ 福祉人材確保推進協議会など協議の場を通じ、意見交換、情報の共有、面接会の実施など地域の実情に応じて創意を凝らした人材確保への取組をお願いしたい。

## ○職業訓練

- ・ ハローワークにおいて、求職者が職業訓練コースの内容について理解を深めることが出来るよう、都道府県と調整の上、公共職業能力開発施設での説明会を開催。労働局と協議のうえ、活用をお願いしたい。
- ・ 公共職業能力開発施設において、訓練修了時に未就職の者の情報をハローワークに提供することとなっている。訓練受講者の円滑な就職支援のために、引き続き協力をお願いしたい。

## ○自殺対策

- ・ ハローワークにおいて、週1回程度相談窓口を設置し、定期的に心の健康相談ができるような体制を整備、
  - ・ 自殺対策強化月間（12月、3月）に合わせ、心の健康相談を重点的に実施、
  - ・ ハローワークプラザの土曜開庁時に合わせて実施（調整中）、
- など、積極的に協力する所存なので、労働局と協議いただきたい。

# 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

## 《1. 戦略産業雇用創造プロジェクト(仮称)》

### 【概要】

製造業等の戦略産業を対象とした産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援するもの。

具体的には雇用情勢の厳しい都道府県が提案したプロジェクトをコンテスト形式により選定し、地域の関係者からなる協議会を設置した上で実施する。

## 《2. 雇用創出基金事業》

### 【概要】

- 平成 24 年度予備費において、「重点分野雇用創出事業」の積み増し(800 億円)及び実施期間の延長(平成 24 年度末→平成 25 年度末)
  - 平成 24 年度補正予算では、「起業支援型地域雇用創造事業」の創設(要求額 1,000 億円)を要求
- さらに、被災地においては、
- ・ 「震災等緊急雇用対応事業」の積み増し(500 億円)及び実施期間の延長(一部平成 25 年度末→一部平成 26 年度末)の要求
  - ・ 事業復興型雇用創出事業の実施期間の延長(平成 24 年度までに開始した事業について平成 27 年度末まで支援→平成 25 年度末までに開始した事業について平成 28 年度末まで支援)の制度要求

### 《3. 実践型地域雇用創造事業》

#### 【概要】

雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援

地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、雇用対策に係る事業構想を策定

コンテスト方式により雇用創造効果や波及効果が高く、地域の産業・経済の活性化等に資すると認められるものを選抜

地域の協議会に対しその事業の実施を委託

### 《4. 地域雇用開発奨励金》

#### 【概要】

雇用機会が特に不足している地域において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するもの。

平成 25 年度については、従来の「地域求職者雇用奨励金」と「地域再生中小企業創業助成金」を統合し、「地域雇用開発奨励金(仮称)」として実施する予定。



## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《施策の説明》

#### ○ 高年齢者雇用安定法の改正

- ・ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を推進するため、高年齢者雇用安定法を改正し、平成25年4月1日より施行。

#### ○ シルバー人材センター事業関係について

- ・ シルバー人材センター援助事業の平成 25 年度予算額は、概算要求額と同額を確保。
- ・ 「都道府県シルバー人材センター事業推進連絡会議」の活用等による、都道府県労働局及びシルバー人材センター連合との連携確保。
- ・ 地域社会の活性化を図るため、各シルバー人材センター等と地方自治体が共同で提案を行う「企画提案方式事業」等の活用。

### 《企画提案方式事業に係る好事例》

#### 【岩手県陸前高田市シルバー人材センター】

- 「復興再建の人材を育むための子育て支援体制の確立」を目指し、市が実施している基本教育を補完するものとして、一時保育等の子育て支援を実施。

#### 【大阪府守口市シルバー人材センター】

- 地域の連携による子供の育成を図るため、幼稚園・保育所等で、稲作支援等を実施。将来的には、蓄積したノウハウを活かし、休耕地や稲作の請負等により耕作放棄地の解消を目指した事業を展開予定。

# ～子育て支援事業「大きくなあれ」～ (公社) 陸前高田市シルバー人材センター

## 概要

陸前高田市が掲げている「地域一体で復興再建の人材を育むための子育て支援体制の確立」を目指し、市が実施している基本保育を補完するものとして、一時保育等の子育て支援を行う。(平成24年度から実施)

補助事業終了後は、市と連携を図りつつ、補助事業で積み上げた子育て支援の実績をもとに恒久的に事業を実施していくこととしている。

## 一時保育

施設保育の対象外の時間や保護者が病気の時、各種行事に参加する場合等、保育が必要な場合に一時的に保育を行う。

また、保育園・幼稚園等の送迎や産前産後の家事援助も行う。

- 対象：生後6か月から小学校3年生
- 場所：利用者の希望により自宅、会員宅、託児会場等
- 時間：午前7時～午後8時(時間外の利用可)
- 基本料金：1人1時間750円(時間外や場所等により追加料金あり)



## その他

- ニーズ調査  
仮設住宅の巡回によるニーズ調査、意見交換会の実施等
- 従事会員に対する研修  
座学、実技、実習による保育サービス講習会(年2回)
- 人材の確保  
子育て支援の専門職を退職した人材の確保等

## イベント開催

利用者と従事会員の信頼構築、保護者の自由時間の確保等のため、月2回、専門家を招いての相談などを行う。

【24年度目標】

- ◎就業延人数 225人
- ◎就業会員数 10人

# ～「農業支援・野菜苗販売・高齢者社会参加・世代間交流」事業～ (公社) 守口市シルバー人材センター

## 概要

高齢化に伴う耕作放棄地を解消するとともに、家庭・学校・地域の連携による子供の育成を図るため、幼稚園・保育園や小学校等において稲作支援、野菜苗の育成を行い、従事会員の稲作、育苗のノウハウを蓄積する。(平成24年度から実施)

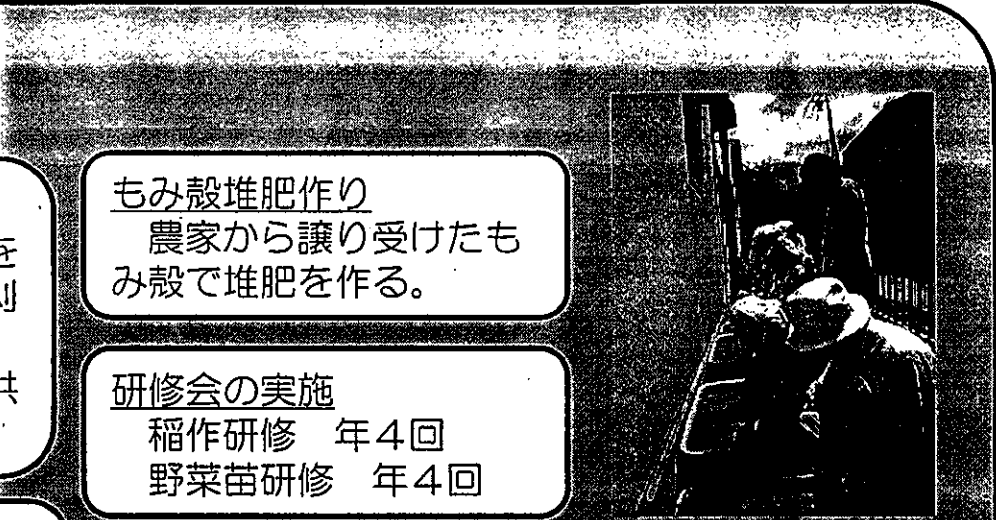
補助事業終了後は、補助事業で蓄積したノウハウを活かし、休耕地の稲作の請負や市民農園利用者に対する野菜苗の提供という事業展開を計画している。

## 守口市シルバー人材センター

### 農業支援グループ(仮称)の立ち上げ

**稲作支援事業**  
 幼稚園・保育所と共同でプランターでの稲作を実施。園児と従事会員が、種まき・田植え・稲刈り・脱穀など全て手作業で行う。  
 収穫した米をもとに、米パンを作り園児に提供する。

**野菜苗育苗事業**  
 講習を受けた会員が育成した野菜苗(とうもろこし、トマト、キャベツ、玉ねぎ等)を、休耕地で栽培し販売するほか、小学校・幼稚園・保育所等でも育成してもらう。



**もみ殻堆肥作り**  
 農家から譲り受けたもみ殻で堆肥を作る。

**研修会の実施**  
 稲作研修 年4回  
 野菜苗研修 年4回



【24年度目標】  
 ◎就業延人数 300人  
 ◎就業会員数 15人

## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《福祉や教育、医療から雇用への移行促進》

#### 【現状】

企業の採用ニーズに対応するため、就職を希望する福祉施設利用者や特別支援学校の生徒、医療機関の利用者等が確実にハローワーク等を利用し、就労支援を受けられるよう、福祉施設や特別支援学校、医療機関等に働き掛け。

中小企業が安心して障害者雇用に取り組める環境整備。

#### 【平成 25 年度関連施策】

- ① 職場実習の推進（福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業）  
中小企業等や本人の相互理解を促進するためには、職場実習が有効。25 年度から、福祉や教育、医療等の関係機関と連携し、職場実習を推進する事業を実施予定。
- ② 障害者就業・生活支援センターの機能強化（定着支援の強化）  
精神障害者等については、症状が安定しない等の特性により、中小企業等が就職後の対応に不安。25 年度から一定の要件を満たす障害者就業・生活支援センターに新たに職場定着支援を実施する者を配置し、精神障害者等への定着支援を推進予定。

### 《教育委員会における障害者雇用の促進》

#### 【現状】

平成 24 年6月1日現在、都道府県知事部局は全て法定雇用率を達成。一方、教育委員会等の一部の機関で法定雇用率は未達成。

改善している教育委員会は、知事部局との連携による成果が大きい。好事例も参考に、引き続き、教育委員会と知事部局の橋渡しや取組みへのアドバイスが必要。

#### 【教育委員会における障害者雇用の促進に関する好事例】

##### ① 知事部局と合同の職域開発

課題：教育委員会のみでは、十分な業務量が確保できなかった事案

対応策：県庁内にワークセンターを設置し、教育委員会採用の障害者等を配置。知事部局と合同で業務を発注し、一定の業務量を確保。

※ ワークセンターでは、知的障害者のチームが県庁内の事務補助的業務（文書收受、資料の発送準備、パソコンによるデータ入力等）を実施。

##### ② 知事部局と連携して確保した採用枠

課題：新規採用に係る財政的な問題等に直面していた事案

対応策：自治体自身のインターンシップ事業を活用。教育委員会で事務補助員（郵便物の受付・発送、簡単パソコン入力、書類の整理、コピー、廃棄等）として採用。

## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《施策の説明》

- 求職者支援制度は、非正規労働者や長期失業者が増大するなど厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険と生活保護の間の、いわゆる第2のセーフティネットとして創設した。
- 雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練機会の確保、訓練期間中の給付金の支給、ハローワークによるきめ細かな就職支援を行っている。
- 県が行う公共職業訓練と、求職者支援訓練を合わせて、地域の訓練ニーズに即して適切に設定され、全体として整合性をもって実施されることが必要である。

### 《求職者支援制度に関する好事例》

- 求職者支援制度の周知・広報については、
  - ・都道府県の各施設での制度案内や訓練コース情報の配布
  - ・福祉部局主催の生活保護担当職員の会議での制度説明などに、多くの都道府県にご協力いただいている。
- また、各地域において成長が見込まれる産業や支援・育成強化している産業等の動向について、各労働局へ情報を聞かせていただいた事例がある。今後とも、こうした情報をより積極的にお聞きして、求職者支援訓練の設定に活かしていくことで、公共職業訓練と合わせて、地域の訓練ニーズに応えていきたいと考えているので、引き続き、ご協力をよろしく願います。

## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《地方公共団体の行う無料職業紹介》

- ・ 地方公共団体の施策の一環として、都道府県労働局を通じて届出書を提出いただくことで無料の職業紹介を行うことができる。  
→これにより、各地域の実状に即したきめ細かい施策を効果的に展開することが可能。
- ・ 地方公共団体無料職業紹介事業の状況(平成22年度厚生労働省事業報告)
 

①新規求職申込件数	31,744 件
②常用求人数	65,895 人
③常用就職件数	4,584 件
④届出数	164 団体

### 《職業紹介事業に関する協力依頼》

- 職業紹介事業に関する実態調査について
  - ・ 厚生労働省では、労働力のマッチングのための施策に活用するため、来年度全国の職業紹介事業者に対して実態調査の実施を予定している。無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体におかれては、御手数ながら実態調査にご協力いただきたい。
- 職業紹介事業に関する問い合わせや情報提供について
  - ・ 各都道府県労働局の需給調整担当課室が窓口として設けられているので、お気軽にご相談いただきたい。
  - ・ また、各地方公共団体で効果的な職業紹介が行われている場合には、是非とも情報提供いただきたい。

## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

《関係機関の連携による定住外国人に対する就労支援及び職業訓練の強化について》

- 定住外国人は、不安定な雇用形態で働く者が多く、日本企業で広く職業に就くためのスキルを身につけているとはいえないことから、日本人に比べて脆弱な立場にある。
- そのため、厚生労働省においては、コミュニケーション能力向上を目的とした「就労準備研修」、都道府県においては、日本語能力に配慮した職業訓練を実施。
- 今後は、関係機関が連携して職業相談から職業訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組の推進し、安定した就労につなげていくことが課題。

《関係機関が連携して取り組んでいる好事例》

### 事例① 神奈川県

県と労働局で研修・訓練期間を事前に調整したうえで就労に繋げている事例

### 事例② 愛知県

県においても外国人向けの職業訓練コースを設定し、かつ、労働局・ハローワークにおいても積極的に訓練のあっせんを行うことにより着実に安定就労に向かっている事例

安定した就労を目指して ～定住外国人を対象とした研修・訓練における関係機関との好事例～

事例①神奈川県  
(H23年度)

◎県と局と関係機関で研修及び訓練時期等の調整により確実なステップアップの道を実現。

就労準備研修(約1ヶ月半)

HWの支援

神奈川県の  
公共職業訓練(約3ヶ月)

HWの支援

就職

【専門コース(介護)】  
県内に住むブラジル人、ペルー人などの日系人を対象に、介護現場で使用する専門用語の理解やコミュニケーションスキルの養成を図る。

【介護ヘルパー2級養成科】  
応用的な日本語を学ぶとともに介護実習やパソコン活用演習などの訓練を行い、ホームヘルパー2級取得を目指す。

研修受講者15名のうち訓練へ10名が進学。全員がヘルパー2級を取得。そのうち7人はホームヘルパーとして就職。

事例②愛知県  
(H24年度)

◎募集時に訓練移行を徹底周知。意欲ある求職者への情報発信。

就労準備研修(約1ヶ月半)

HWの支援

愛知県の  
公共職業訓練(約3ヶ月)

HWの支援

就職に向けて

【専門コース(介護)】  
県内に住むブラジル人、ペルー人などの日系人を対象に、介護現場で使用する専門用語の理解やコミュニケーションスキルの養成を図る。

【ホームヘルパー2級養成科】  
日本語レベルの向上とともに介護の基礎知識を身につけ、介護実習、レクリエーション企画などを行いホームヘルパー2級取得を目指す。

研修受講者7名のうち訓練へ2名が進学。(現在受講中。)他4名は就労準備研修を再度受講中。



## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《施策の説明・現状》

- 労働局・ハローワークでは、新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」において、「ジョブサポーター」等によるきめ細かな支援を実施している。
- 3月卒業予定者の就職状況は全国的には改善傾向。特に大学は就職希望率が過去最高。「就職をあきらめさせない」取組が奏功。
- 1月18日より実施している「未内定就活生への集中支援2013」について、引き続き、労働局・新卒応援ハローワーク等との連携をお願いしたい。

### 《フリーター等の正規雇用化支援》

- 24年度よりフリーター支援の拠点(わかものハローワーク・わかもの支援コーナー・窓口)を設置。
- ジョブカフェにおいて実施する「若年者地域連携事業」については、都道府県の意向を踏まえつつ地域の実情に合った支援を実施。  
実施方針等に関する労働局からの相談や、参加事業者への事業周知等について、ご協力をお願いしたい。

## 《若者応援企業宣言事業》(25年度新規)

### 【制度概要】

- ・ 企業情報の開示や若者の採用・育成を推進する取組を行う企業が「若者応援企業」を宣言。労働局・ハローワークは「若者応援企業」と学生等とのマッチングを支援。
  - ・ 若者(高校生・大学生等・フリーター等)の中小企業に対する不安を軽減、積極的な企業選択を推進。
  - ・ 長期的には、企業による自社情報公開風土の醸成を図る。
- 事業周知や、面接会の共同開催など、地域の若者の就職状況の改善に向け、引き続きご協力をお願いしたい。

## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《施策の説明》

- 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む一環として、現行の「福祉から就労」支援事業を発展させ、平成25年度は新たに「生活保護受給者等就労自立促進事業」(仮称)を創設し、就労支援の抜本的強化を図る予定。
- 新事業は、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤として実績が伸長しているチーム支援方式(「福祉から就労」支援事業)に、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」の成果を最大限活用。
- 具体的には、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備の上、生活保護の相談・申請段階の者等ボーダー層を含めた支援対象者規模の大幅な拡大、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有化など、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進。



### **3. 雇用政策実施方針(地方方針)について**



## 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

### 《雇用政策実施方針(地方方針)について》

- 都道府県と各都道府県労働局が連携する施策について、円滑かつ効果的に実施されるように、都道府県の意向を最大限踏まえた上で各都道府県労働局が策定するもの。
- 地方方針は、各都道府県によって状況は異なることから、各都道府県の様々な状況に対応した必要な施策を組み込んだ形で独自に策定することができる。
- 普段より知事から指示を受けていること等、都道府県の独自性を汲み取るように労働局も協力するので、都道府県ごとに実情に応じた地方方針を策定できるよう、各都道府県労働局と連携していただきたい。
- 例えば、昨年12月には、北海道知事と北海道労働局が、若者の雇用対策の推進のために相互に必要な要請を行うことができ、それに誠実に対応する旨を確認する雇用対策協定を締結した。

## 北海道雇用対策協定

### 前文

この協定は、北海道と厚生労働省北海道労働局（以下「北海道労働局」という。）が相互に連携し、それぞれの施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的・一体的に実施することにより、北海道の雇用失業情勢の改善を目的として、事業実施にあたり必要な事項を定めるものである。

### 第1条（趣旨）

北海道及び北海道労働局は、北海道知事の主導の下、本協定書に定める事業を緊密な連携により一体的に実施する。

### 第2条（事業内容等）

北海道及び北海道労働局は、次に掲げる事業の具体的内容及び実施方法を定め、これを推進するために、定期的に協議を行うものとする。

#### 1 若年者等に対する就業支援

- ア ジョブカフェ北海道とヤングハローワークが行う若年者支援施策の一体的実施
- イ 道立高等技術専門学院等における就職促進
- ウ 障がい者に関する雇用促進
- エ 道内企業への共同求人要請

#### 2 産業振興と雇用創出の一体的な取組

- ア 道内中小企業及び成長分野企業の雇用拡大
- イ 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて行う北海道の産業支援施策と北海道ビジネスサポート・ハローワークが行う雇用施策の一体的実施

#### 3 雇用関係情報の共有

#### 4 その他北海道及び北海道労働局がその都度必要と定めた事業

### 第3条（要請等）

- 1 北海道知事及び北海道労働局長は、第2条に掲げる事業について、それぞれが実施する施策を推進するため、相互に、必要な要請を行うことができる。
- 2 北海道知事及び北海道労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### 第4条（運営協議会の設置）

- 1 北海道と北海道労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために、運営協議会を設置する。
- 2 運営協議会は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。



第5条 (事業実施に係る詳細事項)

この協定書に定めるもののほか、この協定書に基づく事業の実施に必要となる詳細な事項については、別途定める。

第6条 (目標設定及び業績評価)

- 1 運営協議会は、第4条第2項の事業計画を審議するにあたり、数値目標を定めるものとする。
- 2 運営協議会は、第4条第2項の事業報告を審議するにあたり、前項の数値目標に対する業績の評価を行い、改善策等を協議する。

第7条 (その他)

- 1 この協定書に定めのない事項については、北海道と北海道労働局が協議して定めることとする。
- 2 協定書策定当事者に変更があった場合において、他に定めのないときは、新たな協定書が策定されるまでの間、当該変更前の協定書策定当事者を変更後の協定書策定当事者に読み替えるものとする。

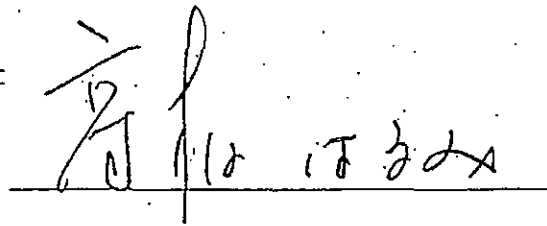
附則

この協定書は、締結する日から実施する。

(協定書策定当事者)

平成24年12月4日

北海道知事



厚生労働省北海道労働局長



# 北海道雇用対策協定

## 平成24年度事業計画書

### 前文

平成24年12月4日に北海道知事と北海道労働局長の間で締結された、北海道雇用対策協定（以下「協定」という。）の第4条第1項に基づき、平成24年度において実施する事業を次のとおり定める。

### 1 若年者等に対する就業支援

#### (1) ジョブカフェ北海道とヤングハローワークが行う若年者支援施策の一体的実施

##### ア 内容

北海道求職者就職支援センターの若年者支援施策に係る部分（以下「ジョブカフェ北海道」という。）とヤングハローワーク札幌（札幌学生職業センター（以下「ヤングハローワーク」という。))を、「北海道わかもの就職応援センター」として一体的に実施する。

##### (ア) 利用者情報の共有

実施拠点：ジョブカフェ北海道及びヤングハローワーク（以下「両施設」という）

効 果：両施設の利用者情報を共有化するために登録時に記入する用紙を統一することで、登録時間の短縮や事務手続きが軽減される。

##### (イ) 受付の共通化

実施拠点：両施設

効 果：両施設において発券機の機能を使い、両施設の利用受付を可能とすることで、どちらの施設からも受付が可能となる。また、インターネットにて混雑状況の情報を提供することにより、さらに利便性が向上する。

##### (ウ) 応援メニューの共同提供

実施拠点：両施設

効 果：両施設で行われている応援メニューを共通の媒体で提供し、両施設からの申込みを可能とすることで、多くのメニューから利用者が最適のメニューを提供できるようにする。

##### (エ) 求人情報の共有化

実施拠点：両施設

効 果：求人情報の共有化を図り、両施設において同じ内容の求人情報を提供することにより、利用者の利便性が向上する。

##### (オ) スタッフ間の交流

実施拠点：両施設

効 果：両施設のスタッフによるミーティング・事例研究・応援メニューの

検討を定期的に行うことで、両施設スタッフの相互理解・スキルの向上を目指す。また、両施設で行う応援メニューなどの日程調整を行う。

イ 北海道が実施する業務

- (ア) ジョブカフェ北海道において、新規登録する利用者を、ヤングハローワークへ取次ぎ及び誘導する。
- (イ) 両施設における応援メニューを調整し、ヤングハローワークにおける応援メニューの受講申込みを受け付ける。
- (ウ) ジョブカフェ北海道で受付した求人情報をヤングハローワークに提供する。
- (エ) 両施設のスタッフによるミーティング・意見交換会（事例検討を含む）を定期的に行う。

ウ 北海道労働局が実施する業務

- (ア) ヤングハローワークにおいて、新規登録する利用者を、ジョブカフェ北海道へ取次ぎ及び誘導する。
- (イ) 両施設における応援メニューを調整し、ジョブカフェ北海道における応援メニューの受講申込みを受け付ける。
- (ウ) ジョブカフェ北海道から提供された求人情報を基に、ハローワーク求人の開拓を行う。
- (エ) 両施設のスタッフによるミーティング・意見交換会（事例検討を含む）を定期的に行う。

(2) 道立高等技術専門学院等における就職促進

ア 内容

道立高等技術専門学院等、北海道労働局及びハローワークが連携し、各種支援を協力して実施することにより、訓練生の就職促進に取り組む。

(ア) 職業訓練ニーズを踏まえた訓練コース設定

実施拠点：道立高等技術専門学院等、北海道労働局及びハローワーク

効果：ハローワークが職業訓練ニーズを体系的に把握し、これを道立高等技術専門学院等に提供して、必要な訓練コースの設定に反映していくことにより、必要な地域に必要な訓練の実施を図る。

(イ) 求人情報及び就職面接会等の情報提供

実施拠点：道立高等技術専門学院等、ハローワーク

効果：ハローワークから道立高等技術専門学院等に求人情報及び就職面接会等の情報を提供することにより、訓練受講中から就職への意識喚起を図るとともに、就職機会を拡大する。

(ウ) ハローワーク職員による職業相談の実施

実施拠点：道立高等技術専門学院等、ハローワーク

効 果：道立高等技術専門学院等は訓練修了2か月前を目途に、訓練生に対しハローワークでの職業相談を勧奨する。また、ハローワーク職員が訓練施設を訪問し、訓練修了前からの集中相談を実施することにより、早期就職の実現を図る。

(エ) 訓練修了予定者に対する就職支援アンケートの実施

実施拠点：道立高等技術専門学院等、ハローワーク

効 果：道立高等技術専門学院等において、訓練修了2週間前を目途に就職支援アンケートを実施し、道立高等技術専門学院等並びにハローワークのキャリアコンサルティングに活用する。また、訓練修了後の就職が見込まれない者に対し、就職支援を強化する。

(オ) 求人開拓の実施

実施拠点：ハローワーク

効 果：訓練科目に応じた求人開拓を積極的に実施することにより、訓練生の就職を促進する。

(カ) 北海道障害者職業能力開発校との連携

実施拠点：北海道障害者職業能力開発校、ハローワーク

効 果：ハローワークの職員が職業相談を実施し、訓練修了前からのハローワーク支援による早期就職及び就職率の向上を図る。

イ 北海道が実施する業務

(ア) 北海道労働局から送付される訓練ニーズ情報を道立高等技術専門学院等へ提供する。

(イ) 公共職業訓練の実施予定情報を北海道労働局へ提供する。

(ウ) 訓練修了2週間前を目途に就職支援アンケートを実施する。

(エ) 訓練修了2か月前を目途に、訓練生に対しハローワークでの職業相談を勧奨する。

ウ 北海道労働局が実施する業務

(ア) ハローワークで得た訓練ニーズ情報を北海道へ提供する。

(イ) 求人情報及び就職面接会等の情報を提供する。

(ウ) 北海道から提供された公共職業訓練情報を北海道労働局のホームページに公開する。

(エ) 訓練施設を訪問して、訓練修了前の集中相談を実施する。

(オ) 就職支援アンケートの結果をキャリアコンサルティングに活用する。

(カ) 求人開拓により、訓練科目に適した求人をより多く確保する。

(3) 障がい者に関する雇用促進

ア 内容

特別支援学校卒業生の就職を促進するために、特別支援学校とハローワークがチ

ーム支援方式により、企業開拓から職場定着までを一体となって実施する。

実施拠点：特別支援学校、ハローワーク

効 果：ハローワークが求人開拓や障害者雇用率達成指導において入手した障害者求人情報のうち、特別支援学校生徒が応募できる求人情報を、適宜特別支援学校に提供し、また、必要に応じて、ハローワーク職員と特別支援学校のチームによる企業開拓を実施することにより、特別支援学校生徒の就職を促進する。

#### イ 北海道が実施する業務

(ア) ハローワークからの求人情報を基に、特別支援学校が企業開拓を実施する。

なお、企業開拓にあたっては、必要に応じ、ハローワーク職員が同行する。

(イ) 特別支援学校独自の企業開拓により得た企業情報をハローワークへ提供する。

#### ウ 北海道労働局が実施する業務

(ア) 特別支援学校生徒が応募できる求人情報を、適宜特別支援学校に提供する。

(イ) 特別支援学校による企業開拓にハローワーク職員が同行する。

### (4) 道内企業への共同求人要請

#### ア 内容

北海道、(総合)振興局、教育庁、教育局、北海道労働局及びハローワークが共同して、道内企業へ、障がい者雇用に関する求人要請を行う。

実施拠点：北海道、(総合)振興局、北海道労働局及びハローワーク

効 果：北海道における障がい者雇用の促進を図るため、北海道、北海道教育委員会と北海道労働局が連携して、事業主並びに経済団体に対して要請（訪問要請・文書要請）を行うことにより、障がい者雇用に関する機運が醸成される。

目 標：各要請の実施時期、実施回数目標は次のとおりとする。

#### (ア) 市町村、独立行政法人に対する要請

法定雇用率を達成していない市町村、教育委員会、独立行政法人に対して、北海道知事、北海道教育長及び北海道労働局長連名の要請文を作成し、送付する。

・実施時期 12月

・実施回数 1回

#### (イ) 経済団体に対する要請

北海道経済連合会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会及び北海道中小企業家同友会（経済5団体）に対して、北海道知事、北海道教育長及び北海道労働局長連名の要請文により、北海道及び北海道労働局幹部による訪問要請を行う。

・実施時期 12月

・実施回数 1回

(ウ) 業種別団体に対する要請

北海道知事、北海道教育長及び北海道労働局長連名の要請文を送付する。

- ・実施時期 12月
- ・実施回数 1回

(エ) 地域の経済団体に対する要請

(総合) 振興局長、教育局長及び公共職業安定所長連名の要請文を作成し、(総合) 振興局及び教育局幹部と公共職業安定所幹部による訪問要請又は文書要請を行う。

- ・実施時期 12月～1月
- ・実施回数 1回

イ 北海道が実施する業務

(ア) 市町村、独立行政法人及び経済団体、業種別団体に対する要請の企画・調整を行う。

(イ) 経済5団体への要請活動へ幹部職員を派遣する。

ウ 北海道労働局が実施する業務

(ア) 要請先(法定雇用率未達成の市町村・教育委員会、独立行政法人)の選定を行い、北海道等に情報提供する。

(イ) 経済5団体への要請活動へ、労働局及びハローワークの幹部職員を派遣する。

2 産業振興と雇用創出の一体的な取組

(1) 道内中小企業及び成長分野企業の雇用拡大

ア 内容

北海道と北海道労働局が連携して進出企業等の大量求人の確保と充足を図り、双方が有する雇用助成金等の支援施策(以下「助成金等」と言う。)の効果的周知を行う。

実施拠点：北海道・(総合)振興局と北海道労働局・各ハローワーク

効果：北海道が持つ企業の進出情報と北海道労働局や各ハローワークが得る求人情報を速やかに発信して、地域の雇用対策を実施する。

また助成金等の活用により北海道が戦略的に振興を図る産業等を中心とした産業の振興、雇用の確保が期待される。

イ 北海道及び(総合)振興局が実施する業務

(ア) 企業進出や規模拡大に伴う大量の雇用を生み出す、様々な相談や情報の入手が可能であることから北海道は北海道労働局へ、(総合)振興局は管轄ハローワークへ情報を提供する。

(イ) ハローワークが得た大量求人を充足するために、個別面接会等を設定する際は場所の確保や広報など開催支援を行う。

(ウ) 北海道が開催する、道内企業や市町村、経済団体を参集対象とする会議やセ

ミナーにおける、北海道労働局職員による助成金等の周知の場を提供する。

(エ) 北海道のホームページ等を通じた助成金等の周知を行う。

(オ) 「創業・ベンチャー支援、雇用、人材支援の総合ガイドブック」を通じた助成金等の周知を行う。

ウ 北海道労働局及びハローワークが実施する業務

(ア) 北海道及び（総合）振興局から得た情報を基にして企業側と支援策を含め相談を働き掛け、求人開拓に結びつける

(イ) 求人受理ハローワークでの充足計画に必要であれば、北海道の各機関の協力を求める。

(ウ) 北海道が開催する、道内企業や市町村、経済団体を参集対象とする会議やセミナー会場における助成金等の周知を行う。

(エ) 北海道労働局のホームページを通じた助成金等の周知を行う。

(オ) 「創業・ベンチャー支援、雇用、人材支援の総合ガイドブック」を通じた助成金等の周知を行う。

エ 留意点

情報の共有は何れの場合も企業側の同意を得た場合に限ること。

(2) 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて行う北海道の産業支援施策と北海道ビジネスサポート・ハローワークが行う雇用施策の一体的実施

ア 内容

実施拠点：公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと北海道ビジネスサポート・ハローワーク

効果：北海道の産業施策と北海道労働局の雇用施策の一体的な取組により、中小企業者に係る経営相談、助成金等の周知・活用などをワンストップで行うことにより利便性を高めるとともに、雇用の創出を図る。

目標：年間目標 相談事業所数 1, 000社

イ 北海道が実施する業務

(ア) 中小企業者等に対する経営相談や情報提供、研究開発や取引拡大を行うための助成や設備導入等の資金貸付等の公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じた北海道の各種支援施策等を実施する。

(イ) 中小企業者等に対し厚生労働省が所管する各種助成金や支援施策を紹介するとともに、北海道ビジネスサポート・ハローワークへの引き継ぎを行う。

(ウ) 中小企業者等に対し求人意向の確認を行い、北海道ビジネスサポート・ハローワークへの引き継ぎを行う。

(エ) 上記（イ）、（ウ）の引き継ぎにあたっては、同行の上、北海道ビジネスサポート・ハローワーク職員に相談内容等を十分伝えるとともに、必要に応じ同席して

相談に対応するなど、連携した対応に努める。

#### ウ 北海道労働局が実施する業務

- (ア) 中小企業者等に対し、厚生労働省が所管する各種助成金や支援施策に関する情報提供、相談、申請受付を行う。
- (イ) 中小企業者等からの求人を受理する。
- (ウ) 中小企業者等の人材ニーズを踏まえた求職動向の提供を行う。
- (エ) 中小企業者等に対し北海道の各種支援施策情報を紹介するとともに、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターへの引き継ぎを行う。
- (オ) 上記(エ)の引き継ぎにあたっては、同行の上、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター職員に相談内容等を十分伝えるとともに、必要に応じ同席して相談に対応するなど、連携した対応に努める。

#### エ 国の委託により実施する事業

地域の実情に応じた雇用の場づくり、人手不足分野の人材確保・育成に重点をおいた雇用対策の推進を図るため、委託事業により次の取組を実施する。

- (ア) 地域の就業構造及び人手不足産業の実態調査
- (イ) 産業人材の確保・育成支援
  - a 産業理解の促進
  - b 企業と求職者の出会いの場の拡大（マッチング機会の拡大）
    - (a) 合同企業面接会
    - (b) 産業別企業面接会
  - c 新卒者・中途採用者採用企業意向調査

### 3 雇用関係情報の共有

#### (1) 企業の倒産や進出など雇用量の変動にかかる情報の共有

##### ア 内容

企業倒産や大規模な雇用創出など道内の雇用量に大きな変動が生じた際に早期の情報提供。

実施拠点：北海道、(総合)振興局、北海道労働局及びハローワーク

効果：本道において、倒産や雇用調整による大量の離職者が発生する状況が生じた場合や企業の誘致、進出などにより大量の雇用を必要とする場合などにおいて、北海道と北海道労働局が連携して情報の収集、連絡調整及び必要な対策を行い、離職者の早期就職等支援や連鎖倒産の防止や求人確保、充足計画の策定を図る。

#### イ 北海道が実施する業務

- (ア) 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び情報提供を行う。
- (イ) 緊急雇用対策プログラムを実施する。



- (ウ) 再就職や生活支援に係る説明会、相談会の開催など関係機関と調整する。
- (エ) 職業訓練の実施や勤労者福祉資金の貸付を行う。
- (オ) セーフティネット貸付の認定、金融相談室の設置など、連鎖倒産防止対策を実施する。
- (カ) 企業の進出や規模拡大に伴う雇用創出情報の収集と提供を行う。

#### ウ 北海道労働局が実施する業務

- (ア) 大量雇用変動等に係る情報収集及び情報提供を行う。
- (イ) 北海道労働局大量雇用変動等対策本部、地域大量雇用変動等対策本部を設置する。
- (ウ) 雇用調整及び新規学校卒業者の採用内定取り消しに係る情報収集、及びハローワークに対する必要な指示・指導を行う。
- (エ) 事業所等と連携した離職予定者に対する在職中からの相談・支援、離職後の早期再就職支援を実施する。
- (オ) 離職後に住居を必要とする者等に対する生活支援を実施する。
- (カ) 採用内定を取消された学生等への就職支援を実施する。
- (キ) 雇用保険の手続きに関する所要の対応を行う。
- (ク) 再就職支援に当たっての関係機関との連携等を図る。
- (ケ) 大量の雇用創出情報の提供を受けた際、速やかな求人開拓と充足計画を策定する。

#### (2) 統計情報などの共有

相互に所掌する統計資料等、雇用関連情報を早期に提供する。

実施拠点：北海道、北海道労働局

効果：各種情報の早期提供により、対策の早期取組が可能となる。また、信頼関係が深まり、各施策を実行する上で大変有効である。

#### 4 その他北海道及び北海道労働局がその都度必要と認めた事業

上記の事業・業務のほか、北海道及び北海道労働局が必要と判断したものは、その都度運営協議会において協議のうえ、実施する。

#### 5 その他

- (1) 協定第3条第1項において北海道知事及び北海道労働局長が要請する具体的な施策の内容又は実施手法等については、協定書第4条の運営協議会において、北海道又は北海道労働局が提示するものとする。
- (2) 北海道又は北海道労働局は前項の提示が北海道の産業及び雇用施策、並びに職業安定行政の運営に関する諸法令又はこれに基づく運用に抵触しない場合には、当該提示の内容を効果的に実施する観点から、誠実に対応するものとする。

